十一　派遣先が講ずべき事項

イ　派遣先は、派遣元事業主が日雇派遣労働者に対する雇入れ時の安全衛生教育を適切に行えるよう、日雇派遣労働者が従事する具体的な業務に係る情報を派遣元事業主に対し積極的に提供するとともに、派遣元事業主から雇入れ時の安全衛生教育の委託の申入れがあった場合には可能な限りこれに応じるよう努める等、日雇派遣労働者の安全衛生に係る措置を実施するために必要な協力や配慮を行うこと。

ロ　派遣先は、派遣元事業主が日雇派遣労働者に対する雇入れ時の安全衛生教育を確実に行ったかどうか確認すること。

ハ　派遣先は、日雇派遣労働者の安全と健康の確保に責務を有することを十分に認識し、労働安全衛生法第五十九条第三項に規定する危険有害業務就業時の安全衛生教育の適切な実施等必要な措置を確実に行わなければならないこと。

第十の標題中「公開」を「提供」に改め、第十の本文中「、派遣料金の額、派遣労働者の賃金の額、教育訓練その他事業運営の状況」を「、労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合、教育訓練に関する事項等」に、「公開」を「事業所への書類の備付け、インターネットの利用その他の適切な方法により提供」に改める。

○農林水産省告示第二千四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年八月十日

農林水産大臣　郡司　彰

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条の規定に基づき、動物用生物学的製剤検定基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年八月十日

農林水産大臣　郡司　彰

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第五十八条及び動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百五十四条第一項の規定に基づき、平成十七年三月十八日農林水産省告示第五百十六号（動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年八月十日

農林水産大臣　郡司　彰

表ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部中

「牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢―粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛ＲＳウイルス感染症混合生ワクチン	761,500	450,900	29	2
」を				

「牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢―粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛ＲＳウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン	761,500	450,900	35	29
」に、				
「豚インフルエンザ（アジュバント加）不活化ワクチン	278,900	20,300	15	2
」を				
「豚インフルエンザ（アジュバント加）不活化ワクチン	278,900	20,300	15	2
豚インフルエンザ不活化ワクチン（油性アジュバント加溶解用液）	268,300	20,300	11	2
」に、				
「マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（アジュバント・油性アジュバント加）不活化ワクチン	286,100	20,300	10	2
」を				
「マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（アジュバント・油性アジュバント加）不活化ワクチン	286,100	20,300	10	2
マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（カルボキシビニルポリマーアジュバント・油性アジュバント加）不活化ワクチン	277,200	20,300	10	2
」に、				
「豚インフルエンザ・豚丹毒混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン	341,300	20,300	13	2
」を				
「豚インフルエンザ・豚丹毒混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン	341,300	20,300	13	2
豚サーコウイルス（２型・組換え型）感染症（カルボキシビニルポリマーアジュバント加）不活化ワクチン	420,400	20,300	11	2
」に、				
「鶏サルモネラ症（サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィムリウム）（油性アジュバント加）不活化ワクチン	521,500	20,300	9	2
」を				
「鶏サルモネラ症（サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィムリウム）（油性アジュバント加）不活化ワクチン	521,500	20,300	9	2
鶏サルモネラ症（サルモネラ・インファンティス・サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィムリウム）（油性アジュバント加）不活化ワクチン	254,600	20,300	9	2
」に、				